

議案第35号

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅 淳一

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員（）」の次に「市長の監督に属する」を加える。

第10条（見出しを含む。）、第11条見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を

加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 第14条の次に1条を加える改正規定 令和8年12月25日